

○駒澤大学仏教専修科教程

昭和46年4月1日

制定

改正 平成29年4月1日

平成30年4月1日

- 1 駒澤大学仏教専修科規程に基づき、本宗に僧籍を有する寺院子弟にして仏教学部以外に在籍せる学生に、寺院住職に必要にして不可欠な最小限度の教養を身につけしむるをもって教科の目標とする。
- 2 教科の実施に当たっては、当該学生が本来履修しようとする各学部の実情に則しつつ、これを阻害しない範囲において学習、演練せしむるものとする。
- 3 学習内容は、きわめて基礎的なものに限定されるが、便宜上、学科と術科とに大別し、これを相互に関連せしめながら、学部初年度あるいは2年度から4年度にいたる各年次に随って、階梯的に学習せしむ。ただし、大学院に在籍する者については、その学習期間を短縮することができる。
- 4 主なる教科内容は、おおむね次のごとくである。

A 学科



B 術科

a 基礎的なもの（行持軌範第3篇、基本作法に相当するもの）

- 1 身体作法
- 2 搭袈裟法
- 3 坐具作法
- 4 鳴物法
- 5 拳経法
- 6 誦経法
- 7 打鑿法
- 8 回向法
- 9 供物法
- 10 導師焼香法
- 11 侍者侍香進退法
- 12 献茶湯法
- 13 可漏法、拝表調認法
- 14 年賀 寿餅贈法
- 15 位牌 塔婆書法
- 16 戒名のつけ方
- 17 食事法

b 実際的なもの

- 1 対在家法
葬儀・法事・施食・大般若等
- 2 対自己弁道法
坐禅・経行・二祖三仏忌・達磨忌・開山忌・先住忌等

5 教科の実施内容は、仏教専修科教育課程要項において定める。

附 則

この教程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この教程は、平成30年4月1日から施行する。